

港湾及び漁港関連申請等に係る押印見直しについて(2021年4月7日)

福島県相馬港湾建設事務所

「福島県港湾の管理に関する規則」及び「福島県漁港の管理に関する規則」が一部改正され、同規則で定められている各申請・届出の様式から押印欄が削除されました。(令和3年4月1日施行)

これにより、各申請書等への押印が不要になります。

当ホームページに掲載の様式についても新様式に更新予定ですが、押印の有無に関わらず、従来の様式を使用することができます。